

【質問に対する回答】

さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務

令和6年7月29日

提出された質問について、次のとおり回答します。

番号	項目	質問	回答案
1	実施要項 4 参加資格要件	資格要件として、「地方公共団体の庁舎又は延べ面積3万平方メートル以上の事務所に係る基本設計又は実施設計のコンストラクション・マネジメント業務」となっておりますが、PFI事業のアドバイザー業務（テクニカルアドバイザー）は実績として認められるでしょうか。	PFI事業におけるアドバイザー業務については、実績として認めません。
2	実施要項 4 参加資格要件	資格要件として、「延べ面積3万平方メートル以上の事務所」は民間事務所ビルも対象として認められるでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
3	募集要項・要求水準書 業務着予想定日	見積書作成のため、業務期間及び業務着手日を想定させていただきたく存じます。 募集要項及び要求水準書の履行期間は「契約締結の日から令和9年3月26日まで」となっており、募集要項の3 事業者選定方法(2) 選定スケジュールでは審査結果通知が「令和6年9月26日(木)以降」となっております。また同時に公示されております「さいたま市新庁舎整備基本設計業務に係る公募型プロポーザル」説明書では「契約締結 令和6年11月1日(金)(予定)」となっております。 発注者支援業者が選定されてから基本設計者が設計契約締結予定日まで約1か月あるわけですが、この間、基本設計段階発注者支援業者が支援業務契約を締結すれば、すぐに業務着手することになるという理解でよろしいでしょうか。ご見解を教示願います。	ご認識のとおりで問題ありません。
4	募集要項・要求水準書 業務期間	見積書の内訳に記載する業務期間に関して令和6年11月に業務着手した場合を想定し、契約締結予定日を令和6年11月1日と見込みます、令和9年3月26日まで業務期間は2年5ヶ月（延べ29ヶ月）として見積書を作成いたします。見積対象業務期間の想定・設定に見解の相違があればご指摘ください。	契約締結については、令和6年10月中旬頃を予定しています。